

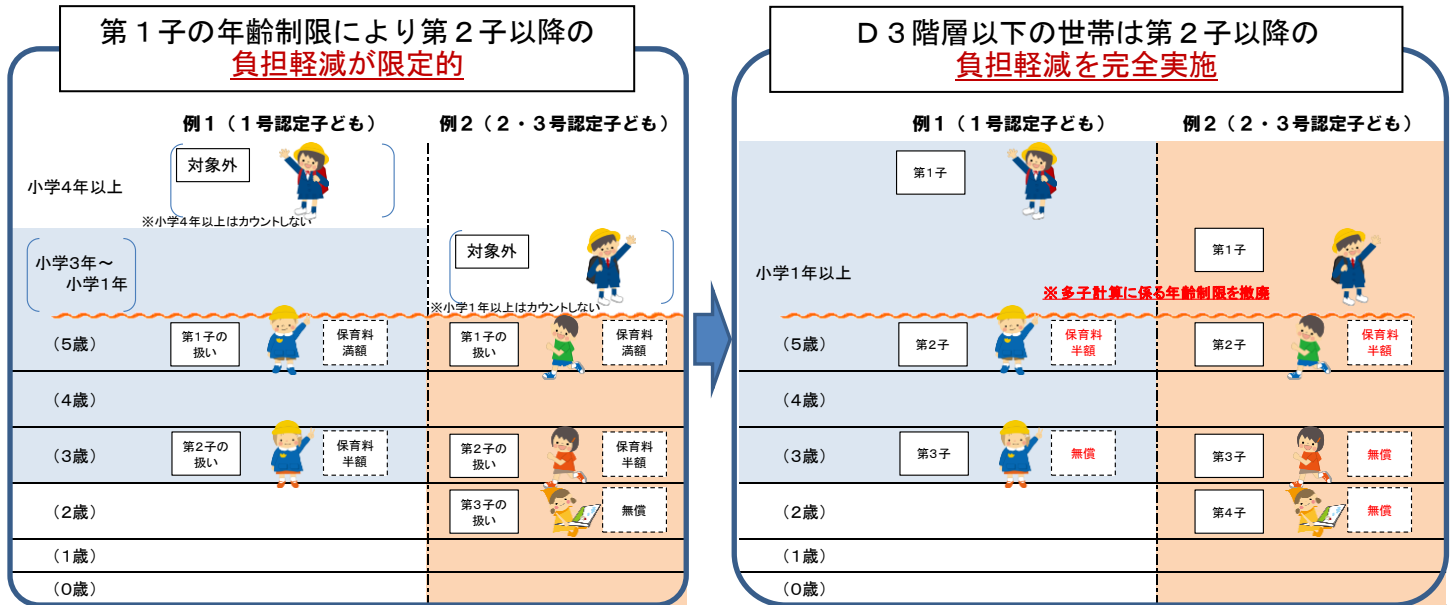
低所得者層多子世帯・ひとり親世帯の保育料軽減について

□ 1. 多子世帯の保育料負担軽減について

世帯年収約360万円未満相当の世帯について現行制度では

- ・ 1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・ 2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

としている保育料の多子計算に係る**第1子の年齢制限を撤廃**し、**第2子を半額**、**第3子以降を無償化**します。



○ 1号認定子ども

● 在園児に小学生以上の兄または姉等が1人いる場合

区分	保育料を決定する区分	平成27年度 改正前保育料	平成28年度から 改正後保育料
区立幼稚園	A階層 生活保護受給世帯	0円	0円
	B階層 住民税所得割非課税世帯	0円	0円
	C階層 上記以外の世帯	第1子 5,000円 第2子 2,500円 第3子以降の子ども 0円	第2子扱い 2,500円 第3子以降扱い 0円
区立認定こども園(京橋こども園・晴海こども園)	A階層 生活保護受給世帯	0円	0円
	B階層 住民税所得割非課税世帯	0円	0円
	C階層 住民税所得割非課税世帯	0円	0円
	D階層 区民税所得割77,100円未満課税世帯	第1子 11,000円 第2子 8,500円 第3子以降の子ども 6,000円	第2子扱い 8,500円 第3子以降扱い 6,000円
私立幼稚園・私立認定こども園(晴どきこども園)	第1階層 生活保護受給世帯	0円	0円
	第2階層 住民税所得割非課税世帯(含所得割非課税世帯)	第1子 3,000円 第2子 1,500円 第3子以降の子ども 0円	第2子扱い 1,500円 第3子以降扱い 0円
	第3階層 区民税所得割77,100円未満課税世帯	第1子 16,100円 第2子 8,050円 第3子以降の子ども 0円	第2子扱い 8,050円 第3子以降扱い 0円

○ 2・3号認定子ども

● 在園児に小学生以上の兄または姉等が1人いる場合

階層	保育料を決定する区分	子どもの数	平成27年度 改正前保育料	平成28年度から 改正後保育料
A階層 生活保護世帯	住民税所得割非課税世帯	全員	0円	0円
		第1子	1,600円	0円
		第2子	800円	0円
C階層 区民税所得割非課税世帯	区民税所得割非課税世帯	第1子	2,100円	0円
		第2子	1,050円	0円
		第3子以降の子ども	0円	0円
D1階層 区民税所得割2万円未満	区民税所得割2万円未満	第1子	2,700円	1,050円
		第2子	1,350円	0円
		第3子以降の子ども	0円	0円
D2階層 区民税所得割2万円以上4万円未満	区民税所得割2万円以上4万円未満	第1子	2,700円	1,350円
		第2子	1,350円	0円
		第3子以降の子ども	0円	0円
D3階層 区民税所得割4万円以上6万円未満	区民税所得割4万円以上6万円未満	第1子	5,700円	2,850円
		第2子	2,850円	0円
		第3子以降の子ども	0円	0円

※ D4階層～D29階層の世帯については対象外

□ 2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

世帯年収約360万円未満相当のひとり親世帯への優遇措置を拡充

→ **第1子の保育料を半額**、**第2子以降の保育料を無償化**します。

○ 1号認定子ども

区分	保育料を決定する区分	平成27年度 改正前保育料	平成28年度から 改正後保育料
区立幼稚園	A階層 生活保護受給世帯	0円	0円
	B階層 住民税所得割非課税世帯	0円	0円
	C階層 上記以外の世帯	第1子 5,000円 第2子 2,500円 第3子以降の子ども 0円	第2子扱い 2,500円 第3子以降扱い 0円
区立認定こども園(京橋こども園・晴海こども園)	A階層 生活保護受給世帯	0円	0円
	B階層 住民税所得割非課税世帯	0円	0円
	C階層 住民税所得割非課税世帯	0円	0円
	D階層 区民税所得割77,100円以下課税の世帯	第1子 11,000円 第2子 8,500円 第3子以降の子ども 6,000円	第2子扱い 8,500円 第3子以降扱い 6,000円
私立幼稚園・私立認定こども園(晴どきこども園)	第1階層 生活保護受給世帯	0円	0円
	第2階層 住民税所得割非課税世帯(含所得割非課税世帯)	第1子 3,000円 第2子 1,500円 第3子以降の子ども 0円	第2子扱い 1,500円 第3子以降扱い 0円
	第3階層 区民税所得割77,100円以下課税の世帯	第1子 16,100円 第2子 8,050円 第3子以降の子ども 0円	第2子扱い 8,050円 第3子以降扱い 0円

○ 2・3号認定子ども

階層	保育料を決定する区分	子どもの数	平成27年度 改正前保育料	平成28年度から 改正後保育料
A階層 生活保護世帯	住民税所得割非課税世帯	全員	0円	0円
		第1子	1,600円	800円
		第2子	800円	0円
C階層 区民税所得割非課税世帯	区民税所得割非課税世帯	第1子	2,100円	1,050円
		第2子	1,050円	0円
		第3子以降の子ども	0円	0円
D1階層 区民税所得割2万円未満	区民税所得割2万円未満	第1子	2,700円	1,050円
		第2子	1,350円	0円
		第3子以降の子ども	0円	0円
D2階層 区民税所得割2万円以上4万円未満	区民税所得割2万円以上4万円未満	第1子	2,700円	1,350円
		第2子	1,350円	0円
		第3子以降の子ども	0円	0円
D3階層 区民税所得割4万円以上6万円未満	区民税所得割4万円以上6万円未満	第1子	5,700円	2,850円
		第2子	2,850円	0円
		第3子以降の子ども	0円	0円
D4階層 区民税所得割6万円以上8万円未満	区民税所得割6万円以上8万円未満	第1子	7,100円	3,550円
		第2子	3,550円	0円
		第3子以降の子ども	0円	0円

※ D5階層～D29階層の世帯については対象外